

興行場・旅館業・公衆浴場の 構造・衛生管理の基準と手続き

I 興行場編

1 許可の必要な範囲	1
2 営業許可申請時の必要書類	1
3 構造設備基準	2
4 衛生管理基準	4

II 旅館業編

1 許可の必要な範囲	5
2 営業許可申請時の必要書類	7
3 江東区旅館業の営業許可に関する指導要綱(抄)	8
4 構造設備基準	9
5 衛生管理基準	13

III 公衆浴場編

1 許可の必要な範囲	16
2 営業許可申請時の必要書類	16
3 構造設備基準	18
(1) 普通公衆浴場	18
(2) その他の公衆浴場	20
(3) ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合	22
(4) 熱気等による入浴設備を設ける場合	23
(5) 屋外に浴槽を設ける場合	23
(6) 温泉用貯湯槽を設ける場合	23
4 衛生管理基準	24

IV 共通事項

1 新設以外の許可申請	27
2 承継承認	27
(1) 相続による承継承認	27
(2) 法人の合併又は分割による承継承認	28
3 変更・廃止の手続き	28
4 許可までのフローチャート	29

V 関係機関一覧



I 興行場編

1 許可の必要な範囲

(1) 「業」としての考え方

- ①映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を公衆に見せ、又は聞かせる施設で、反復継続の意思を持ち、かつその行為が社会性を有して行われればすべて法の適用を受けます。従って、特定の人に映画等を見せる施設や会員制度のもの、あるいは無料の場合でも法の適用を受けます。
- ②集会場等を興行場として利用する場合は、1か月の間に4日以内位の短期のものについては、運用上特に興行場の許可を受けなくともかまいません。ただし、4日以内の場合でも、必ず保健所に相談して下さい。

(2) 興行場の範囲

- ①興行場とは、「映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物」を公衆に見せ、又は聞かせる施設であり、その主たる目的が娯楽にあるものをいい、各種展覧会、博覧会、動物園、植物園、博物館等その主たる目的が知識を普及することが目的であるものは、興行場には該当しません。
- ②興行場は、「公衆に見せ、又は聞かせる施設」であるので、自ら楽しむスポーツ施設等（スケートリンク、ボウリング場等）は、興行場には該当しません。
- ③キャバレー、旅館等の施設内で行われるショー、演芸等は本来の業務に付随するサービス程度のものであれば法の適用は受けません。ただし、それぞれの営業実態に合わせて判断する場合があります。（例：ホテル等の施設内であってもショー、演芸を単独に行うものなどは、該当します。）
- ④法の定義上、施設については固定施設に限定していません。従って、バス、トラックを改造した移動形態のものであっても、「業」として行う場合、興行場に該当します。

※参考

ー適用施設ー

映画館、演劇場、音楽堂、競馬場、競艇場、オートレース場、演芸場、ドライブインシアター、のぞき劇場、ストリップ劇場、お化け屋敷等

ー適用除外施設ー

水族館、ホテル・キャバレーのショー、ヌードスタジオ、音楽喫茶、展覧会・博覧会（演芸、演劇を行う施設は該当する）、ボーリング場、動物園、植物園、博物館

ー使用方法により適用施設となるものー

野球場・プール・スケート・テニス等のスポーツ施設
貸ホール、プラネタリウム等

(3) 臨時又は仮設構造における興行場

- ①「臨時の興行場」…既存建物の一部、又は全部を用いて短期間に限り経営する興行場
「仮設構造の興行場」…天幕張りや簡易なプレハブ構造の建物等で短期間に限り経営する興行場

②許可の有効期限について

原則的には、1か月以内の営業期間が許可の有効期限となります。

(4) 営業者（興行場を経営する者）の適格要件

興行場法の対象は、あくまでも興行場の施設であるので、営業者とは興行場施設を維持管理し経営する者を意味します。従って、単に当該施設を使用して興行を行う者は、営業者とはなりません。

2 営業許可申請時の必要書類

①興行場営業許可申請書

②付近の見取図

施設を中心とした半径300m以内の道路、河川、住宅等を見取図

③建物配置図、各階平面図、断面図、観覧いすの配置図及び喫煙所の設置場所を示す図面

④照明設備平面図及び照明器具姿図

⑤換気設備・給排水設備の配置及び系統を明らかにした図面

⑥法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（6か月以内のもの）

⑦構造設備の概要

⑧申請手数料

3 構造設備基準 (常設興行場と仮設・臨時興行場の区別はありません)

表 中…法：興行場法

条：江東区興行場法施行条例

規：江東区興行場法施行条例施行規則

例：条1-2-3は、条例第1条第2項第3号を指します。(以下、同様)

項目	基準等	根拠																				
設置禁止場所	排水不良の場所、ごみその他これに類する物で埋め立てられた土地等、入場者の衛生に支障を来す場所又は土地。 (盛土、地盤の改良等衛生上必要な措置を講じた場合は、この限りでない。)	条4																				
機械換気設備	<p>①外気取入口は、自動車等から排出された有害な物質により汚染された空気を取り入れることのないように適当な位置に設ける。</p> <p>②観覧場の床面積1㎡ごとに毎時75㎡以上の新鮮な外気を供給することができる能力を有すること。ただし、温湿度調整装置を有するときは、この能力を毎時25㎡以上とすることができる。</p> <p style="text-align: center;"> G : 外気導入量 (㎡/h・㎡) N : 1人当たりの占有面積 (㎡/人) Q : 1人当たりの必要外気導入量 (㎡/h・人) M : 人の呼吸によるCO₂発生量 (㎡/h・人) $Q=100M / (K - K_0)$ K : CO₂の基準値 (0.15) の濃度 (%) K_0 : 外気のCO₂ (0.04) 濃度 (%) </p> <p>表 作業程度によるCO₂発生量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>作業程度</th> <th>M (㎡/h・人)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安静時</td> <td>0.013</td> <td>静かに座っている場合等</td> </tr> <tr> <td>極軽作業</td> <td>0.022</td> <td>主として飲食が伴う場合等</td> </tr> <tr> <td>軽作業</td> <td>0.030</td> <td>主として歩行等の運動が伴う場合等</td> </tr> </tbody> </table> <p>【参考】空気調和・衛生工学便覧 (第13版)</p> <p>③入場者が利用する場所には機械換気設備を設けなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>観覧場の床面積等</th> <th>換 気 設 備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>400㎡を超える又は地下</td> <td>第1種(機械給排気)</td> </tr> <tr> <td>150~400㎡以下</td> <td>第1種(機械給排気) 第2種(機械給気・自然排気)</td> </tr> <tr> <td>150㎡以下</td> <td>第1種(機械給排気) 第2種(機械給気・自然排気) 第3種(自然給気・機械排気)</td> </tr> </tbody> </table> <p>④喫煙所、ロビー等の空気が客席内に流れ込まないように客席内を正圧(プラス圧)にするようにする。</p>	作業程度	M (㎡/h・人)	備 考	安静時	0.013	静かに座っている場合等	極軽作業	0.022	主として飲食が伴う場合等	軽作業	0.030	主として歩行等の運動が伴う場合等	観覧場の床面積等	換 気 設 備	400㎡を超える又は地下	第1種(機械給排気)	150~400㎡以下	第1種(機械給排気) 第2種(機械給気・自然排気)	150㎡以下	第1種(機械給排気) 第2種(機械給気・自然排気) 第3種(自然給気・機械排気)	<p>規6-1-2</p> <p>規6-1-1</p> <p>条5-1</p> <p>条5-3-1</p> <p>条5-3-2</p> <p>条5-3-3</p>
作業程度	M (㎡/h・人)	備 考																				
安静時	0.013	静かに座っている場合等																				
極軽作業	0.022	主として飲食が伴う場合等																				
軽作業	0.030	主として歩行等の運動が伴う場合等																				
観覧場の床面積等	換 気 設 備																					
400㎡を超える又は地下	第1種(機械給排気)																					
150~400㎡以下	第1種(機械給排気) 第2種(機械給気・自然排気)																					
150㎡以下	第1種(機械給排気) 第2種(機械給気・自然排気) 第3種(自然給気・機械排気)																					
照明設備	<p>①設置すべき照明設備基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>照度基準</th> <th>測定位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>観覧場</td> <td>200ルクス以上 (専ら、観劇、観覧等の場合： 例外規定あり)</td> <td rowspan="2">床面から0.8mの高さ</td> </tr> <tr> <td>観覧場以外の入場者の利用する場所</td> <td>20ルクス以上</td> </tr> <tr> <td>映写又は演技中の観覧場</td> <td>0.2ルクス以上</td> <td>床面</td> </tr> </tbody> </table> <p>②観覧場、廊下、階段及び出入口には、他の電源による補助照明設備を設ける。</p>	場 所	照度基準	測定位置	観覧場	200ルクス以上 (専ら、観劇、観覧等の場合： 例外規定あり)	床面から0.8mの高さ	観覧場以外の入場者の利用する場所	20ルクス以上	映写又は演技中の観覧場	0.2ルクス以上	床面	<p>条6-1-1</p> <p>条6-1-2</p> <p>条6-1-4</p> <p>条6-1-3</p>									
場 所	照度基準	測定位置																				
観覧場	200ルクス以上 (専ら、観劇、観覧等の場合： 例外規定あり)	床面から0.8mの高さ																				
観覧場以外の入場者の利用する場所	20ルクス以上																					
映写又は演技中の観覧場	0.2ルクス以上	床面																				

項目	基準等	根拠										
防湿	①入場者が使用する場所の床面の高さが、直下の地面から45cm 未満である場合、床面を不透水性材料(コンクリート等)とすることが必要。	条7-1-1										
	②場内外の雨水、わき水及び雑排水等を衛生的に排出できること。	条7-1-2										
便所	①各階ごとに、男性用と女性用とに区画して表示する。(ただし、規則で定める場合を除く。) ●規則で定める場合 その階の直上階又は直下階に便所を設ける場合で、公衆衛生上支障がないと認める場合 ※公衆衛生上認める場合 *観覧場が複数階に渡っていて、階層に見分けがつかない施設や同一階に客の利用できる場所が、観覧場以外にない構造の施設等であって、各階ごとに便所を設ける必要性に欠ける場合及び各階ごとの規定を適用することが困難な場合 *観覧場が複数階に渡っていて、階層に見分けがつかない施設において、出入口が1つの階にしかない場合であって、出入口のある階に必要な数の便器を備え付けたほうが、入場者にとって利便性がある場合	条8-1-1 規7										
	②設置場所は場内とする。ただし、興行場を他の用途の建築物内に設置し、又は複数の興行場を同一階に設置する場合は、当該興行場に近接する便所を共用することができる。	規8-1-1 条8-1-2										
	③くみ取便所ではないこと。	条8-1-3										
	④便器は陶磁器等で造られた堅固で衛生的なものであること。	条8-1-4										
	⑤専用の換気設備を設けること。(外気に接する開口部がある場合は除く)	規8-1-2										
	⑥便器の数											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>観覧場の床面積等の合計</th> <th>便器の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300㎡以下のとき</td> <td>15㎡ごとに1個</td> </tr> <tr> <td>300㎡を超え600㎡以下</td> <td>20個+(床面積-300)につき20㎡ごとに1個</td> </tr> <tr> <td>600㎡を超え900㎡以下</td> <td>35個+(床面積-600)につき30㎡ごとに1個</td> </tr> <tr> <td>900㎡を超えるとき</td> <td>45個+(床面積-900)につき60㎡ごとに1個</td> </tr> </tbody> </table>	観覧場の床面積等の合計	便器の数	300㎡以下のとき	15㎡ごとに1個	300㎡を超え600㎡以下	20個+(床面積-300)につき20㎡ごとに1個	600㎡を超え900㎡以下	35個+(床面積-600)につき30㎡ごとに1個	900㎡を超えるとき	45個+(床面積-900)につき60㎡ごとに1個	
	観覧場の床面積等の合計	便器の数										
	300㎡以下のとき	15㎡ごとに1個										
	300㎡を超え600㎡以下	20個+(床面積-300)につき20㎡ごとに1個										
600㎡を超え900㎡以下	35個+(床面積-600)につき30㎡ごとに1個											
900㎡を超えるとき	45個+(床面積-900)につき60㎡ごとに1個											
例: 観覧場の床面積が1,200㎡の場合 $(1,200-900) \div 60 + (900-600) \div 30 + (600-300) \div 20 + 300 \div 15$ $= 5 + 10 + 15 + 20$ $= 50$ 個	規8-1-3											
男性用と女性用はほぼ同数とし、男性用小便器5以内ごとに男性用大便器1を設けること。ただし、興行場の種類、規模又は用途により、男性用便器数と女性用便器数との比率を変えることができる。	規8-1-4											
⑦水洗便所以外の便所においては、外気に接する開口部を有する前室を備えること。	規8-1-5											
⑧便器回りの幅員は、基準(基準値は規則による)以上であること。	規8-1-6											
⑨流水式の手洗い装置を設けること。	条10											
⑩便所付近に飲食物の陳列及び販売施設を設けてはならない。												
喫煙所	①観覧場と区画された場所に設け表示する。 ただし、興行場内を禁煙とし、その旨見やすい箇所に表示する場合は、喫煙所を設けることを要しない。(全館禁煙を行う施設の場合)	条9-1-1 条9-1										
	②喫煙所以外の場所に煙が侵入しない構造であること。 ※喫煙所以外の場所に煙が侵入しない構造 障壁等で喫煙所とそれ以外の場所を区画するほか、喫煙対策のための機器(タバコの煙が拡散する前に吸引して、屋外に排出する方式又はタバコの煙を除去して、屋内に排気する方式(空気清浄装置))等により喫煙所以外の場所への煙の侵入を防止する等の措置が講じられた構造。	条9-1-2										
	③専用の換気設備を設けること。	条9-1-3										
その他	①野球場、野外音楽堂、ドライブインシアター、臨時又は仮設興行場(1か月以内)等については、基準の一部を適用しないことができる。	条14										
	②建築基準法、消防法令に違反していないこと。											

4 衛生管理基準

項目	基準等	根拠											
管理者	興行場ごとに管理者を設置しなければならない。	条 13											
換気・照明等	<p>①営業中は十分な換気を行う。 入場者が利用する場所の空気の衛生基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ●炭酸ガス濃度……1,500ppm 以下 ●浮遊粉じん量……0.2mg/m³以下 ●落下細菌数……30個以下(平板培養法による) <p>②休憩中は十分な照明又は採光を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>照度基準</th> <th>測定位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>観覧場</td> <td>200ルクス以上</td> <td rowspan="2">床面から 0.8m の高さ</td> </tr> <tr> <td>観覧場以外の入場者の利用する場所</td> <td>20ルクス以上</td> </tr> <tr> <td>映写又は演技中の観覧場</td> <td>0.2ルクス以上</td> <td>床面</td> </tr> </tbody> </table> <p>③人体に有害な光線(レーザー光線)が、直接进入者に照射されないようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●レーザー光線の使用について、IEC/TR 6 0 8 2 5 - 3 (International Electrotechnical Commission/Technical. Report 国際電気標準会議/技術レポート)の「レーザーディスプレイ及びレーザーショーのための指針」を参考とする。 <p>④換気、照明、排水の各設備については、定期的に点検し必要な整備を行うことにより、所定の性能を常に保持しておく。</p>	場 所	照度基準	測定位置	観覧場	200ルクス以上	床面から 0.8m の高さ	観覧場以外の入場者の利用する場所	20ルクス以上	映写又は演技中の観覧場	0.2ルクス以上	床面	条 12-1-1 規 9-1-1 規 9-1-2 規 9-1-3 条 12-1-2 条 6(表) 規 10-1-1 規 10-1-4
場 所	照度基準	測定位置											
観覧場	200ルクス以上	床面から 0.8m の高さ											
観覧場以外の入場者の利用する場所	20ルクス以上												
映写又は演技中の観覧場	0.2ルクス以上	床面											
清潔・消毒	<p>①興行場内外は、毎日清掃し、清潔にしておく。</p> <p>②ねずみ、昆虫等の駆除及び入場者の利用する場所の消毒を適宜行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ねずみ、昆虫等の駆除については、1か月に1回以上生息調査を行い、その結果に基づいて、駆除作業を行うこととする。 ●消毒については、便所等を必要に応じて行う。 <p>③入場者の用に供する座布団等は、常に清潔なものを使用する。</p> <p>④入場者の利用しやすい場所に相当数のくず物入れを置く。</p>	条 12-1-3 規 10-1-3 規 10-1-2 規 10-1-5											
入場者の規制	<p>①営業者又は管理者は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●乱酔者等場内を著しく不潔にするおそれのある者、又は伝染性の疾病にかかっている者、若しくはそのおそれのある者を入場させない。 ●喫煙所以外では、喫煙させない。 ●興行場内での喫煙を禁止する場合は、その旨を入場者に周知する。 <p>②入場者は、 場内を著しく不潔にし、その他公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。(①は、その行為を制止しなければならない。)</p>	条 12-1-7 条 12-1-5 条 12-1-6 法 4-1 法 4-2											
その他	<p>①伝染性の疾病にかかっている者又はそのおそれのある者を業務に従事させない。</p> <p>②営業時間は、興行の開始前又は終了後清掃等の衛生上必要な措置を確実にを行うよう考慮して定めるとともに、周辺地域の環境への配慮を十分行うこと。</p> <p>③休憩時間を設ける場合には、おおむね2時間30分ごとに5分間以上とすること。</p>	条 12-1-4											

V 関係機関一覧

建 築 江東区都市整備部建築課建築第1係、建築第2係
江東区東陽4-11-28 TEL (3647) 9111 (代)

消 防 署 深川消防署 予防課 予防係
江東区木場3-18-10 TEL (3642) 0119 (代)
深川消防署 有明分署 予防指導係 (臨海地区)
江東区有明3-4-2 TEL (3529) 0119 (代)
城東消防署 予防課 予防係
江東区亀戸6-42-9 TEL (3637) 0119 (代)

警 察 署 深川警察署
江東区木場3-18-6 TEL (3641) 0110 (代)
城東警察署
江東区北砂2-1-24 TEL (3699) 0110 (代)
東京湾岸警察署
江東区青海2-7-1 TEL (3570) 0110 (代)

興行場・旅館業・公衆浴場の構造・衛生管理の基準と手続き

平成8年9月1日第1版
平成13年1月1日改訂第2版
平成17年11月1日改訂第3版
平成21年1月5日改訂第4版
平成25年3月改訂第5版

印刷物規格表第1類
印刷番号 (24) 137号

編集・発行 江東区保健所生活衛生課環境衛生係
江東区東陽2-1-1
TEL (3647) 5862

印刷所 睦美マイクロ株式会社
江東区東陽1-16-12
TEL (5690) 7275